

岩手県告示第198号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
県道	大船渡綾里三陸線	大船渡市赤崎町字佐野56番1地先から字大立13番5地先まで
県道	上米内湯沢線	盛岡市手代森7地割84番1地先から三本柳5地割25番7地先まで
県道	丸森権現堂線	大船渡市大船渡町字新田54番12地先から盛町字権現堂15番25地先まで
一般国道	106号	宮古市古田第1地割95番4地先から川井第4地割15番1地先まで 盛岡市川目第5地割122番38地先から手代森6地割10番12地先まで

2 指定する期日

令和2年4月1日